

平成31年度 群馬大学教育学部  
推薦入試・帰国生入試問題

障害児教育専攻

小論文

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開いてはいけません。
2. 問題用紙は表紙を含め3枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合には申し出てください。
3. 受験番号と氏名は全ての解答用紙の所定の欄に必ず記入してください。
4. 解答は指定の解答用紙に記入してください。
5. 解答用紙は持ち帰ってはいけません。
6. 問題用紙と下書き用紙は持ち帰ってください。

## 平成31年度 群馬大学教育学部 障害児教育専攻 推薦入試・帰国生入試問題

### 問題1

「愛着障害」とは、重要な養育者との間で幼少期に安定した愛着（子が養育者に対して抱く愛情のきずな）を深める行動が絶たれることで起きる対人面や情緒面での問題症状です。

以下の文章を読んだうえで、不安定な愛着の問題を抱えている子ども達に対して、学校が「安全基地」となりうるための機能には何があるか、あなたの考えを述べてください。また、学校を「安全基地」として機能させる際の本人への配慮のあり方について述べてください（600字以内）。

---

愛着の原点は、親との関係で育まれる。愛着障害は、そのプロセスで躊躇<sup>ちす</sup>している。それを修復するには、親との関係を改善していくことが、もっとも望ましい。

親のなかには、子どもに問題が表面化したのを機に、自分から子どもへの関わり方を変えようと努力する人がいる。そうして、子どもの方も親の方も大きく成長し、関係が良い方向に変化することで、他の問題も落ち着いていくというケースも少なくない。

しかし、その一方で、親の方も不安定な愛着の問題を抱えていることも多く、自分の問題としては受け入れようとせず、頑なに子どもの非にこだわり続け、子どもに対する否定的な態度を改めようとしない親もいる。そうした場合には、子どもは良い方向に変わろうとするたびに、再び傷つけられ、回復を邪魔されるということになりがちだ。

親が良い方向に変わってくれる場合でも、最初の段階では、子どもの問題とみなし、親の方が子どもに傷つけられたと思っていることが多い。ましてや、変わろうとしない親の場合は、なおさらである。

こうした状況により、親の協力が得られないということもしばしばであるし、得られたとしても、そのためには、何が起きているかを説明し、ボタンの掛け違いを気づかせる第三者が必要になる。

結局のところ、愛着障害を克服していく場合、こうした第三者の関わりが不可欠と言ってもいいだろう。その第三者が、親が果たしてくれなかった役割を、一時的に、場合によると数年単位という長いスパンで、肩代わりすることが必要なのである。そうすることで、子どもは愛着を築き直す体験をし、不安定型愛着を安定型愛着に変えていくのである。

その場合にもっとも重要なことは、その第三者が安全基地として機能しているということである。つまり、親の代わりをするとは、すべての面倒を見るということではなく、安全基地になるということなのである。

安全基地とは、いざというとき頼ることができ、守ってもらえる居場所であり、そこを安心の拠り所、心の支えとすることのできる存在である。そして、外の世界を探索するためのベースキャンプでもある。トラブルや危険が生じたときには、逃げ帰ってきて、助けを求めることができるが、いつもそこに縛られる必要はない。良い安全基地であるためには、本人自身の主体性が尊重され、彼らの必要や求めに応えるというスタンスが基本なのである。

気持ちがまだ不安定で、心細さを感じるうちは、安全基地に頻繁に頼り、その助けを必要とするが、気持ちが安定し、安心と自信を回復するにつれて、その回数も減り、次第に自力で行動することが増えていく。さらにもっと時間が経てば、心のなかで安全基地のことを思い描くだけで十分になり、実際にそこに頼ることもなくなっていくかもしれない。それこそが、究極の安全基地なのだ。

「安全基地がもてない障害」ともいえる愛着障害を克服するためには、良い安全基地となってくれる存在が、是非とも必要なのである。

出典 岡田尊司（2011）『愛着障害 子ども時代を引きずる人々』光文社新書

（出題にあたり一部改変）

## 平成31年度 群馬大学教育学部 障害児教育専攻 推薦入試・帰国生入試問題

### 問題2

「出生前診断」とは、胎児の診断を目的として、妊娠中に実施する検査のことです。これにより、ダウン症候群など一部の障害の有無については、妊娠中に診断することができます。以下の文章は、この出生前診断をめぐる諸問題について論じたものです。筆者はこの文章の後、さらに様々な観点から論を進めています。この文章を読んで、設問に答えてください。

#### 出生前診断

これは確かに厄介な問題である。というのも、我々が持っている道徳とは、人々がみな幸福に暮らせるようにとか、人権が守られなければならないとかいうものなのだが、この場合はそれを単純に適用できない。この問題の難しさは、障害者の生きる権利と女性の産むことに対する自己決定の権利との二律背反の場面で立ち止まってしまうというところにあると単純に言えない。二律背反という前に、こういう問題なのかということ自体が問われる。

ここに「他者」は不在である。というか、不在であることから在ることへと移行する間にある。決定は、その存在が他者として存在を始める「以前」になされる。決定される時にその者はいない。ならば、親に決定権があるのではないか。選択的中絶もまた、人工妊娠中絶の一部に含まれるのだから、後者が認められれば前者は認められるのではないか。人工妊娠中絶一般にしても、それが行われるのは、結局のところ、親達（生きている者達）の側の都合である。選択的中絶も同様である。同じく都合であるこの間に何の違いもないように思える。さらに、一般の人工妊娠中絶は産む側の都合からなされるのに対して、選択的中絶は生まれる者の事情を踏まえてなされるのだから、より人道的な措置ではないか。

出典 立岩真也（1997）『私的所有論』勁草書房  
(出題にあたり一部改変)

#### 問1

下線部「二律背反という前に、こういう問題なのかということ自体が問われる」のはなぜか、100字以内で説明してください。

#### 問2

出生前診断による選択的中絶について、あなたの思うところを400字以内で述べてください。